

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

○趣旨

石川幼稚園（以下、法人とする）が幼保連携型認定こども園への施設類型の移行を進めるうえで、計画内容に変更が生じたため、改めて特定教育・保育施設の利用定員の設定について意見を伺うもの

1 経過

令和6年8月下旬 法人が施設類型変更に係る資料を本市に提出

9月中旬 子ども・子育て会議（書面開催）に付議し意見を聴取

⇒ 現行2園を一団の幼保連携型認定こども園に移行（変更1）

9月下旬 法人が幼保連携型認定こども園移行の中止と併せて私学助成幼稚園のみ幼稚園型認定こども園に移行する要望を市に報告

⇒ 現行の2園のうち1園を幼稚園型認定こども園に移行（変更2）

	施設名	施設類型	利用定員
現行	うつのみやこども園石川幼稚園	私学助成幼稚園	455名
	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園	保育所型認定こども園	65名
変更1	認定うつのみやこども園	幼保連携型認定こども園	280名
変更2	認定うつのみやこども園 石川幼稚園	幼稚園型認定こども園	210名
	認定うつのみやこども園 東うつのみや保育園（据え置き）	保育所型認定こども園	65名

2 変更の理由

- ① 前回の書面開催での付議結果を踏まえ、幼稚園・保育所型認定こども園から幼保連携型認定こども園への移行手続きを進めていくにあたり、専門事業者を通し、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きを進めていく中で、当初想定している以上の規模・費用を伴う改修工事が必要となることが明らかになった。
- ② 改修工事は在園児の保育と並行して行う必要があり、在園児の保育に著しい影響を及ぼすことが想定されることから、幼保連携型認定こども園に移行することを中止し、「石川幼稚園のみ幼稚園型認定こども園に移行」し、「東うつのみや保育園は保育所型認定こども園の据え置き」としていくこととした。
- ③ 令和7年4月から石川幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行できるように、施設の類型変更を進めていく。

3 施設概要等について

(1) 施設概要

別紙3-1のとおり

(2) 整備手法

既存の私学助成幼稚園「石川幼稚園」に保育所機能を認定し、幼稚園型認定こども園に移行するもの

(3) 移行の目的

運営体制の効率化を図るため

4 関係法令等の適合状況・・・別紙3-2, 3-3のとおり

認定こども園整備については、「子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、関係法令や需給計画への適合性、在園児への影響等を勘案しながら、認可・認定を行うこととしている中、いずれの項目についても適合していることから、移行に向けた手続きを進めていく。

項目	内容
関係法令への適合	都市計画法，建築基準法，認定こども園の基準を定める条例等に適合しており，支障なし。
需給計画への適合	教育・保育の供給数が充足している中，現在の入所児童数相当の範囲において利用定員が設定される計画であり，需給計画に影響がない（過剰供給とならない）ことから，支障なし。
在園児への影響	十分な周知期間を経て移行するものであることから，支障なし

5 今後のスケジュール

令和6年11月上旬～
令和7年 3月

在園児，新規申込者（保護者）への周知（事業者）
保育所機能の認定（石川幼稚園）

※ 県認可の幼稚園としての格は継続され，そこに市が
保育所機能を認定することにより，幼稚園型認定こども
園へ移行となる。

4月～

特定教育・保育施設の確認
幼稚園型認定こども園への移行